

水質検査パンフレット

紋別市水道部花園浄水場

【平成27年4月1日改定版】

目次

I	水質検査	2
1.	安全な水とは	2
2.	水質検査とは	2
3.	安心して飲める水とは	2
4.	水質検査機関とは	2
5.	水質検査が必要となる根拠法令とは	2
6.	水質検査の受託とは	3
7.	水質セット検査とは	3
II	検査施設	4
1.	主な検査機器の紹介	4
III	水質検査費用	6
1.	セット検査	6
2.	水質基準項目の項目別検査	7
3.	水質基準項目以外の項目別検査	8
4.	その他	9
IV	手続き	9
1.	事前打合せ	9
2.	検査申込	9
3.	検査報告	9
4.	検査費用の支払い	9
5.	連絡先	9
V	その他	10
1.	紋別市の条例	10
2.	様式	11

I 水質検査

1. 安全な水とは

毎日の生活に欠かせない水、食品製造や飲食店などに使われる水、プールの水、井戸の水などを各々の法令基準に適合したものを「安全な水」といいます。

近年、水に対する関心が高まる中、水道水を作る過程や使用水の維持管理には定期的な水質検査による品質管理が重要となります。

2. 水質検査とは

水質検査とは、水に含まれている化学的成分や微生物などを検査し、その水が目的とする基準に適合しているかどうかの判断を行うことをいいます。水質検査の方法には、大きく分けて理科学的試験、細菌学的試験、生物学的試験の三つがありますが、これらは同一資料（検体）を基にそれぞれの分野から試験を行い、最終的に各結果を総合して判断するものです。

3. 安心して飲める水とは

水道により供給される水は、水道法第4条によって次のとおり飲料水水質基準が定められています。

- ① 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- ② シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- ③ 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の有害物質をその許容量をこえて含まないこと。
- ④ 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- ⑤ 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- ⑥ 外観は、ほとんど無色透明であること。

これらの条件を満たす水は、安心して飲めるとされています。

4. 水質検査機関とは

水質検査は、水道法第20条第3項ただし書きの規程により、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者には、自らが水質検査施設を設ける代わりに、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して水質検査を行うことが認められています。紋別市水道部花園浄水場は、この地方公共団体の機関にあたる水質検査機関です。

5. 水質検査が必要となる根拠法令とは

水質検査は様々な法令によって義務付けられています。例えば次のようなものがあります。

- ① 水道法に基づく水質検査
- ② 建築物衛生法に基づく水質検査
- ③ 飲用井戸水等の衛生管理指導基準要綱に基づく水質検査
- ④ 学校保健安全法に基づく飲料水、プール水検査

- ⑤ 遊泳用プールの衛生基準に基づく水質検査
- ⑥ 公衆浴場法に基づく浴槽水検査
- ⑦ ビル管理法が該当する施設の水質検査
- ⑧ 食品衛生法における水質検査

また、受水槽の有効容量 10 m³以下の小規模貯水槽施設などの自主的検査があります。

6. 水質検査の受託とは

紋別市水道部花園浄水場は、当市が管理する水道施設の水質検査を長年にわたり実施しており、それ以外にも、他の地方公共団体の水道事業の水質検査や民間の施設の水質検査も受託しています。

これらは、水道法の水質検査や紋別市水道事業水質検査の受託に関する規程に基づいて受託しています。

7. 水質セット検査とは

水道水の水質維持に必要な水質検査を目的に応じて「水質セット検査」として受託いたします。

- ① 浄水全項目検査
水道法に基づく水質基準全項目(51項目)に対応した検査
- ② 原水全項目検査
浄水の水質との比較を目的とした水質基準40項目の検査
- ③ 一般項目検査
水道水や井戸水などを対象にした水質基準11項目(検査頻度月1回以上)に鉄及びその化合物とカルシウム・マグネシウムを加えた13項目の検査
- ④ 簡易項目検査
供給されている水道水などを対象にした水質基準5項目の簡易的な検査
- ⑤ 消毒副生成物検査
ビル管理法による特定施設において、1年に1回6月から9月までの間に検査しなければならない水質検査
- ⑥ 揮発性有機化合物検査
常温・常圧で空気中に揮発(蒸発)しやすい有機化合物で、土壌や地下水汚染の原因となる物質です。これらのうち水質に関連する有機化合物を対象にした水質基準6項目の検査
- ⑦ トリハロメタン検査
トリハロメタンは、浄水場で消毒・殺菌に用いる塩素が有機物質と化合して生成されるものです。これらを対象にした水質基準5項目の検査
- ⑧ カビ臭検査
カビ臭に特化した水質基準2項目の検査
- ⑨ 排水検査
水質汚濁防止法に基づく浄水場等から出る排水の検査
- ⑩ プール水検査
プールの水質を目的とした水質基準5項目の検査

Ⅱ 検査施設

1. 主な検査機器の紹介



- ① パージ&トラップ
ガスクロマトグラフ質量分析計
(島津製作所 GCMS-QP2010Ultra)
分析項目
- トリハロメタン
 - 揮発性有機化合物など

- ② 誘導結合プラズマ質量分析計
(パーキンエルマー NexION350X)

分析項目

- 金属類：アルミニウム、鉄、カドミウム、ヒ素、銅、亜鉛、鉛など



- ③イオンクロマトグラフ
(東亜 DKK ICA-2000)

分析項目

- 陰イオン：硝酸態窒素、塩化物イオンなど
- 陽イオン：ナトリウム、アンモニウム態窒素など



- ④ 濁・色度計
(日本電子 ウォーターアナライザー)
分析項目
・濁度、色度

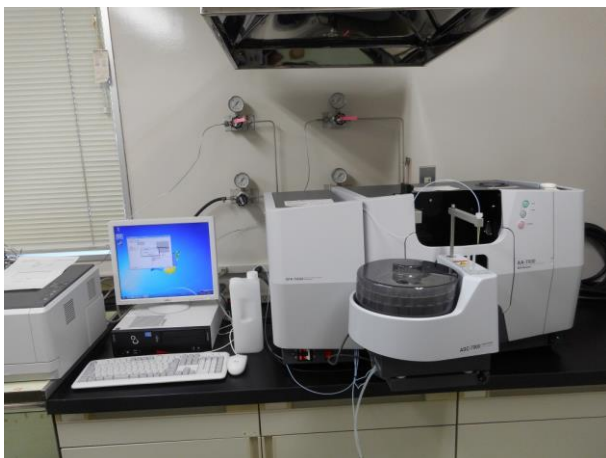
- ⑤ 全有機炭素測定装置 (TOC 計)
(島津製作所 TOC-L CPH)

- 分析項目
・有機物 (全有機炭素 (TOC))



- ⑥ 原子吸光光度計
(島津製作所 AA-7000G)

- 分析項目
・金属類：鉄、マンガンなど



Ⅲ 水質検査費用

1. セット検査

(紋別市水道事業水質検査の受託に関する規程第2条及び第4条抜粋)

検査種別	検査項目	単位	金額(税別)(円)	備考
浄水全項目検査	水道法に基づく水質基準全項目(51項目)	1検体	200,000	
原水全項目検査	消毒副生成物(シアン化物イオン及び塩化シアン以外の11項目)を除く水質基準項目(40項目)	1検体	160,000	
一般項目検査	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、硬度、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度(13項目)	1検体	7,000	
簡易項目検査	色度、濁度、味、臭気、残留塩素(5項目)	1検体	3,000	
消毒副生成物検査	シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromoklorometan、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromodijoklorometan、ブromoklorホルム、ホルムアルデヒド、塩素酸(12項目)	1検体	60,000	
揮発性有機化合物検査	四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン(6項目)	1検体	20,000	
トリハロメタン検査	クロロホルム、ジブromoklorometan、ブromodijoklorometan、ブromoklorホルム、総トリハロメタン(5項目)	1検体	20,000	
追加基準項目検査	ホウ素及びその化合物、1,4-ジオキサソ、アルミニウム及びその化合物、非イオン界面活性剤(4項目)	1検体	20,000	
ハロ酢酸検査	クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸(3項目)	1検体	20,000	
カビ臭検査	ジオスミン、2-メチルイソボルネオール(2項目)	1検体	14,000	
排水検査	pH値、化学的酸素要求量(COD)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、透視度、電気伝導率(6項目)	1検体	5,000	
プール水検査	pH値、有機物(過マンガン酸カリウム消費量)、濁度、一般細菌、大腸菌(5項目)	1検体	4,500	

2. 水質基準項目の項目別検査

(紋別市水道事業水質検査の受託に関する規程第2条及び第4条抜粋)

検査項目	単位	金額(税別)(円)	備考
(1) 一般細菌	1項目	2,500	
(2) 大腸菌	1項目	5,000	
(3) カドミウム及びその化合物	1項目	6,000	
(4) 水銀及びその化合物	1項目	6,000	
(5) セレン及びその化合物	1項目	6,000	
(6) 鉛及びその化合物	1項目	6,000	
(7) ヒ素及びその化合物	1項目	6,000	
(8) 六価クロム化合物	1項目	6,000	
(9) 亜硝酸態窒素	1項目	6,000	
(10) シアン化合物及び塩化シアン	1項目	6,000	
(11) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1項目	6,000	
(12) フッ素及びその化合物	1項目	6,000	
(13) ホウ素及びその化合物	1項目	6,000	
(14) 四塩化炭素	1項目	20,000	注1
(15) 1,4-ジオキサン	1項目	10,000	
(16) シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1項目	20,000	注1
(17) ジクロロメタン	1項目	20,000	注1
(18) テトラクロロエチレン	1項目	20,000	注1
(19) トリクロロエチレン	1項目	20,000	注1
(20) ベンゼン	1項目	20,000	注1
(21) 塩素酸	1項目	6,000	
(22) クロロ酢酸	1項目	20,000	注2
(23) クロロホルム	1項目	20,000	注3
(24) ジクロロ酢酸	1項目	20,000	注2
(25) ジブromokロメタン	1項目	20,000	注3
(26) 臭素酸	1項目	10,000	
(27) 総トリハロメタン	1項目	20,000	注3
(28) トリクロロ酢酸	1項目	20,000	注2
(29) プロモジクロロメタン	1項目	20,000	注3
(30) プロモホルム	1項目	20,000	注3
(31) ホルムアルデヒド	1項目	10,000	
(32) 亜鉛及びその化合物	1項目	6,000	
(33) アルミニウム及びその化合物	1項目	6,000	
(34) 鉄及びその化合物	1項目	6,000	
(35) 銅及びその化合物	1項目	6,000	
(36) ナトリウム及びその化合物	1項目	6,000	

(37) マンガン及びその化合物	1項目	6,000	
(38) 塩化物イオン	1項目	5,000	
(39) カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1項目	2,000	
(40) 蒸発残留物	1項目	2,000	
(41) 陰イオン界面活性剤	1項目	5,000	
(42) ジェオスミン	1項目	14,000	注4
(43) 2-メチルイソボルネオール	1項目	14,000	注4
(44) 非イオン界面活性剤	1項目	5,000	
(45) フェノール類	1項目	10,000	
(46) 有機物等(TOC)	1項目	5,000	
(47) pH値	1項目	1,000	
(48) 味	1項目	1,000	
(49) 臭気	1項目	1,000	
(50) 色度	1項目	1,000	
(51) 濁度	1項目	1,000	

注1 同時検査項目で1検体6成分まで 20,000円

注2 同時検査項目で1検体3成分まで 20,000円

注3 同時検査項目で1検体5成分まで 20,000円

注4 同時検査項目で1検体2成分まで 14,000円

3. 水質基準項目以外の項目別検査

(紋別市水道事業水質検査の受託に関する規程第2条及び第4条抜粋)

検査項目	単位	金額(税別)(円)	備考
(1) クリプトスポリジウム指標菌検査	1項目	12,000	
(2) アンモニア性窒素	1項目	2,500	
(3) カリウム	1項目	6,000	
(4) カルシウム	1項目	6,000	
(5) マグネシウム	1項目	6,000	
(6) 電気伝導率	1項目	2,000	
(7) 硫酸イオン	1項目	3,000	
(8) リン酸イオン	1項目	3,000	
(9) 嫌気性芽胞菌(パウチ法)	1項目	6,000	
(10) 溶存酸素(DO)	1項目	1,800	
(11) 生物化学的酸素要求量(BOD)	1項目	6,000	
(12) 化学的酸素要求量(COD)	1項目	3,500	
(13) 浮遊物質(SS)	1項目	3,000	
(14) ノルマルヘキサン抽出物質	1項目	6,000	

4. その他

(紋別市水道事業水質検査の受託に関する規程第5条抜粋)

- ① 消費税は別途加算します。
- ② 検査に必要な旅費及び検査機器の運搬費用は別途加算します。

IV 手続き

1. 事前打合せ

- ① 検査内容の確認
目的(法令)に基づき、検査項目を確認します。また、検査期間は10日前後を要しますので、詳しくは事前に御相談下さい。
- ② 検査費用の見積り
検査に必要な費用を見積もりします。

2. 検査申込

- ① 水質検査(試験)申込書
申込書(別紙様式第1号)に必要事項を記載の上、提出して下さい。
- ② 水質検査(試験)受託書
申込書を受領後、受託書(別紙様式第2号)をお渡しします。

3. 検査報告

- ① 水質検査(試験)結果書
検査終了後その結果を結果書(別紙様式第3号の1~3)によりお渡します。

4. 検査費用の支払い

- ① 請求と支払
結果書のお渡し時に、請求書と市が発行する納入通知書をお渡ししますので、記載の納期までにお支払い願います。

5. 連絡先

紋別市水道部浄水場管理係(花園浄水場)
住所 〒094-0015 紋別市花園町8丁目
TEL 0158-23-4624
FAX 0158-23-5589
E-mail jousuijou@city.mombetsu.lg.jp

V その他

1. 紋別市の条例

紋別市水道事業水質検査の受託に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、紋別市水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が委託を受けて行う水質検査及び試験（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(検査の種類)

第2条 市長が委託を受けて行う検査は、次のとおりとする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）の規定による検査
- (2) その他の検査

(検査の手続)

第3条 検査を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、検査申込書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の委託を受けたときは、委託者に受託書（別記様式第2号）を交付する。
- 3 市長は、検査の受託により業務に支障をきたすおそれがあると認めるときは、第1項の申込みを受理しないことができる。

(費用の負担)

第4条 第2条の検査に要する費用は、委託者の負担とする。

- 2 前項の費用は、別表に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(旅費等の負担)

第5条 検査のために職員の出張を必要とする場合は、前条に規定する費用のほかに、旅費及び検査機器の運搬等に係る実費も併せて委託者の負担とする。

- 2 前項の旅費の額は、紋別市旅費支給条例（昭和29年条例第14号）の定めるところによる。

(費用等の納入)

第6条 委託者は、前2条に規定する費用等を検査終了後市長が発行する納入通知書により納めなければならない。

(費用等の減免)

第7条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、第4条及び第5条に規定する費用等を減額又は免除することができる。

(検査結果の通知)

第8条 市長は、検査終了後その結果について結果書（別記様式第3号の1から別記様式第3号の3）により委託者に通知するものとする。

(広告等における制限)

第9条 委託者は、市長が検査を行ったこと及び、その結果の一部又は、全部を広告又は、これに類する目的に使用してはならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2. 様式

- ① 水質検査（試験）申込書
- ② 水質検査（試験）受託書
- ③～⑤ 水質検査（試験）結果書

水 質 検 査（試 験）申 込 書

年 月 日

(宛先) 紋別市水道事業
紋別市長

住 所

申込者 氏 名

Ⓜ

電 話

F A X

次のとおり水質検査（試験）を委託します。

検 査 目 的 (試験目的)	<input type="checkbox"/> 水道法に基づく定期検査 <input type="checkbox"/> ビル管理法に基づく定期検査 <input type="checkbox"/> 貯水槽水道（簡易専用・小規模）の定期検査 <input type="checkbox"/> 排水検査 <input type="checkbox"/> プール水検査 <input type="checkbox"/> 環境水（河川湖沼水など）の水質検査 <input type="checkbox"/> 地下水（井戸水など）の水質検査 <input type="checkbox"/> その他の水質検査（ ）
区 分	<input type="checkbox"/> 上水道（水道事業体） <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 <input type="checkbox"/> 営農用水道 <input type="checkbox"/> その他（ ）
検 査 項 目 (試験項目)	(セット検査) <input type="checkbox"/> 浄水全項目（51項目） <input type="checkbox"/> 原水全項目（40項目） <input type="checkbox"/> 一般項目（13項目）（浄水・原水） <input type="checkbox"/> 簡易項目（5項目） <input type="checkbox"/> 消毒副生成物（12項目） <input type="checkbox"/> 揮発性有機化合物（6項目） <input type="checkbox"/> トリハロメタン（5項目） <input type="checkbox"/> 追加基準項目（4項目） <input type="checkbox"/> ハロ酢酸（3項目） <input type="checkbox"/> カビ臭（2項目） <input type="checkbox"/> 排水（6項目） <input type="checkbox"/> プール水（5項目） (項目別検査)

試料の種別	原水(河川湖沼等環境水)		浄 水		その他	
		<input type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> 伏流水	<input type="checkbox"/> 湖沼水 <input type="checkbox"/> 湧 水	<input type="checkbox"/> 地下水（井戸水）	<input type="checkbox"/> 給水栓水	<input type="checkbox"/> 貯水槽水
採 水 場 所						
採水年月日	年 月 日	採水者	(所 属)			
			(職氏名)			
天 候	前 日		当 日			
気 温	℃	水 温	℃	残留塩素	mg/l	
出張検査	有・無	備考				

備考 1 委託する検査の目的、区分、検査項目及び試料の種別の欄は、該当する箇所の□にレ印を付けてください。

2 残留塩素は、塩素消毒を行っている場合のみ記入してください。

別記様式第2号（第3条関係）

水質検査（試験）受託書

年 月 日

住 所

氏 名 様

紋別市水道事業

紋別市長

Ⓜ

年 月 日に申込みのあった水質検査（試験）について次のとおり受託します。

1 検査（試験）の内容

2 検査（試験）期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 検査（試験）費用 円（うち消費税等 円）

4 検査（試験）担当者

5 特 記 事 項

基準項目検査 (試験) 結果書 (浄水)

依頼者 様

年 月 日御依頼の試料について検査 (試験) した結果は、次のとおりです。

種 別				区 分			
採水年月日	年	月	日	天 候	前 日	当 日	
施 設 名 称							
採 水 地 点							
採 水 者				所 属			
気 温	℃	水 温	℃	残 留 塩 素	mg/l		

No	項目名	結果値	基準値	No	項目名	結果値	基準値
1	一般細菌		100 集団数/ml 以下	27	総トリハロメタン		0.1mg/l 以下
2	大腸菌		検出されないこと。	28	トリクロロ酢酸		0.03mg/l 以下
3	カドミウム及びその化合物		0.003mg/l 以下	29	ブロモジクロロメタン		0.03mg/l 以下
4	水銀及びその化合物		0.0005mg/l 以下	30	ブロモホルム		0.09mg/l 以下
5	セレン及びその化合物		0.01mg/l 以下	31	ホルムアルデヒド		0.08mg/l 以下
6	鉛及びその化合物		0.01mg/l 以下	32	亜鉛及びその化合物		1.0mg/l 以下
7	ヒ素及びその化合物		0.01mg/l 以下	33	アルミニウム及びその化合物		0.2mg/l 以下
8	六価クロム化合物		0.05mg/l 以下	34	鉄及びその化合物		0.3mg/l 以下
9	亜硝酸態窒素		0.04mg/l 以下	35	銅及びその化合物		1.0mg/l 以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01mg/l 以下	36	ナトリウム及びその化合物		200mg/l 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/l 以下	37	マンガン及びその化合物		0.05mg/l 以下
12	フッ素及びその化合物		0.8mg/l 以下	38	塩化物イオン		200mg/l 以下
13	ホウ素及びその化合物		1.0mg/l 以下	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		300mg/l 以下
14	四塩化炭素		0.002mg/l 以下	40	蒸発残留物		500mg/l 以下
15	1,4-ジオキサン		0.05mg/l 以下	41	陰イオン界面活性剤		0.2mg/l 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/l 以下	42	ジェオスミン		0.00001mg/l 以下
17	ジクロロメタン		0.02mg/l 以下	43	2-メチルイソボルネオール		0.00001mg/l 以下
18	テトラクロロエチレン		0.01mg/l 以下	44	非イオン界面活性剤		0.02mg/l 以下
19	トリクロロエチレン		0.01mg/l 以下	45	フェノール類		0.005mg/l 以下
20	ベンゼン		0.01mg/l 以下	46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)		3mg/l 以下
21	塩素酸		0.6mg/l 以下	47	pH 値		5.8 以上 8.6 以下
22	クロロ酢酸		0.02mg/l 以下	48	味		異常でないこと。
23	クロロホルム		0.06mg/l 以下	49	臭気		異常でないこと。
24	ジクロロ酢酸		0.03mg/l 以下	50	色度		5 度以下
25	ジブロモクロロメタン		0.1mg/l 以下	51	濁度		2 度以下
26	臭素酸		0.01mg/l 以下				

判 定	
備 考	
検 査 期 日	年 月 日 ~ 年 月 日
検 査 担 当 者	

年 月 日

紋別市水道事業
紋別市長

基準項目検査(試験)結果書(原水)

依頼者 様

年 月 日御依頼の試料について検査(試験)した結果は、次のとおりです。

種 別				区 分			
採水年月日	年	月	日	天 候	前 日	当 日	
施設名称							
採水地点							
採水者				所 属			
気 温	℃	水 温	℃	残 留 塩 素	mg/l		

No	項目名	結果値	備考	No	項目名	結果値	備考
1	一般細菌		100集団数/ml以下	21	亜鉛及びその化合物		1.0mg/l以下
2	大腸菌		検出されないこと。	22	アルミニウム及びその化合物		0.2mg/l以下
3	カドミウム及びその化合物		0.003mg/l以下	23	鉄及びその化合物		0.3mg/l以下
4	水銀及びその化合物		0.0005mg/l以下	24	銅及びその化合物		1.0mg/l以下
5	セレン及びその化合物		0.01mg/l以下	25	ナトリウム及びその化合物		200mg/l以下
6	鉛及びその化合物		0.01mg/l以下	26	マンガン及びその化合物		0.05mg/l以下
7	ヒ素及びその化合物		0.01mg/l以下	27	塩化物イオン		200mg/l以下
8	六価クロム化合物		0.05mg/l以下	28	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300mg/l以下
9	亜硝酸態窒素		0.04mg/l以下	29	蒸発残留物		500mg/l以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01mg/l以下	30	陰イオン界面活性剤		0.2mg/l以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/l以下	31	ジェオスミン		0.00001mg/l以下
12	フッ素及びその化合物		0.8mg/l以下	32	2-メチルイソボルネオール		0.00001mg/l以下
13	ホウ素及びその化合物		1.0mg/l以下	33	非イオン界面活性剤		0.02mg/l以下
14	四塩化炭素		0.002mg/l以下	34	フェノール類		0.005mg/l以下
15	1,4-ジオキサン		0.05mg/l以下	35	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		3mg/l以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/l以下	36	pH値		5.8以上8.6以下
17	ジクロロメタン		0.02mg/l以下	37	味		異常でないこと。
18	テトラクロロエチレン		0.01mg/l以下	38	臭気		異常でないこと。
19	トリクロロエチレン		0.01mg/l以下	39	色度		5度以下
20	ベンゼン		0.01mg/l以下	40	濁度		2度以下

※ 備考欄は、参考として浄水の基準値を記載したものである。

判 定			
備 考			
検査期日	年 月 日	～	年 月 日
検査担当者			

年 月 日

紋別市水道事業
紋別市長

印

基準項目検査 (試験) 結果書

依頼者 様

年 月 日御依頼の試料について検査 (試験) した結果は、次のとおりです。

種 別				区 分			
採水年月日	年	月	日	天 候	前 日	当 日	
施設名称							
採水地点							
採水者				所 属			
気 温	℃	水	温	℃	残留塩素	mg/l	

No	項目名	結果値	水質基準
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

判 定	
備 考	
検査期日	年 月 日 ~ 年 月 日
検査担当者	

年 月 日